

阪神高速道路の大規模更新(料金徴収期間延長)について

資料 4

平成27年2月定例会府議会 提出予定議案の概要

◎阪神高速道路(株)の事業変更について同意する件

内容：料金徴収期間の延長
 (旧) 平成62年9月30日まで ⇒ (新) 平成74年9月18日まで
 更新事業に必要な事業費に限り、料金徴収期間を延長するもの
 根拠法令：道路整備特別措置法

阪神高速の更新事業

- 阪高は昭和39年の開通以降、阪神圏の供用延長は約250kmに達し、利用台数は約70万台/日。阪神圏の自動車貨物輸送量の約50%が利用。
- 阪高は橋梁などの構造物が9割を超え、全体の約3割が供用から40年以上経過。
- 阪高の大型車平均断面交通量は、大阪府内一般道路の約6倍※
- 阪高はこれまで構造物の損傷に対し、通常の修繕(部分的な補修や修繕等)による劣化の進行抑制)により対応してきたところ。

※大型車の平均断面交通量 阪神高速：12,658台/日 一般道路：2,224台/日 (H22道路交通センサデータより)

- ・H25.4 阪高の長期維持管理及び更新に関する技術検討委員会の提言
- ・H26.1 阪高の更新計画(概略)の公表
- ・H26.6 道路整備特別措置法等の改正 [→料金徴収期間を最大15年延長可]

◎H27.1 阪神高速の更新計画の発表

- 大規模更新：橋梁の架替や橋脚基礎の取替など、橋の本体を置換。
- 大規模修繕：橋桁や床版等の修繕工事を、大規模かつ一体的に行う工事。
- ・通常の修繕のみでは致命的な損傷に発展し、通行止め等が発生するおそれのある箇所を選択。

・選定箇所のうち、全体的な取替(更新)が効率的、効果的な箇所については大規模更新を実施。それ以外の箇所は大規模修繕を実施。
 (更新計画に含まれない区間については、通常の修繕で引き続き対応)

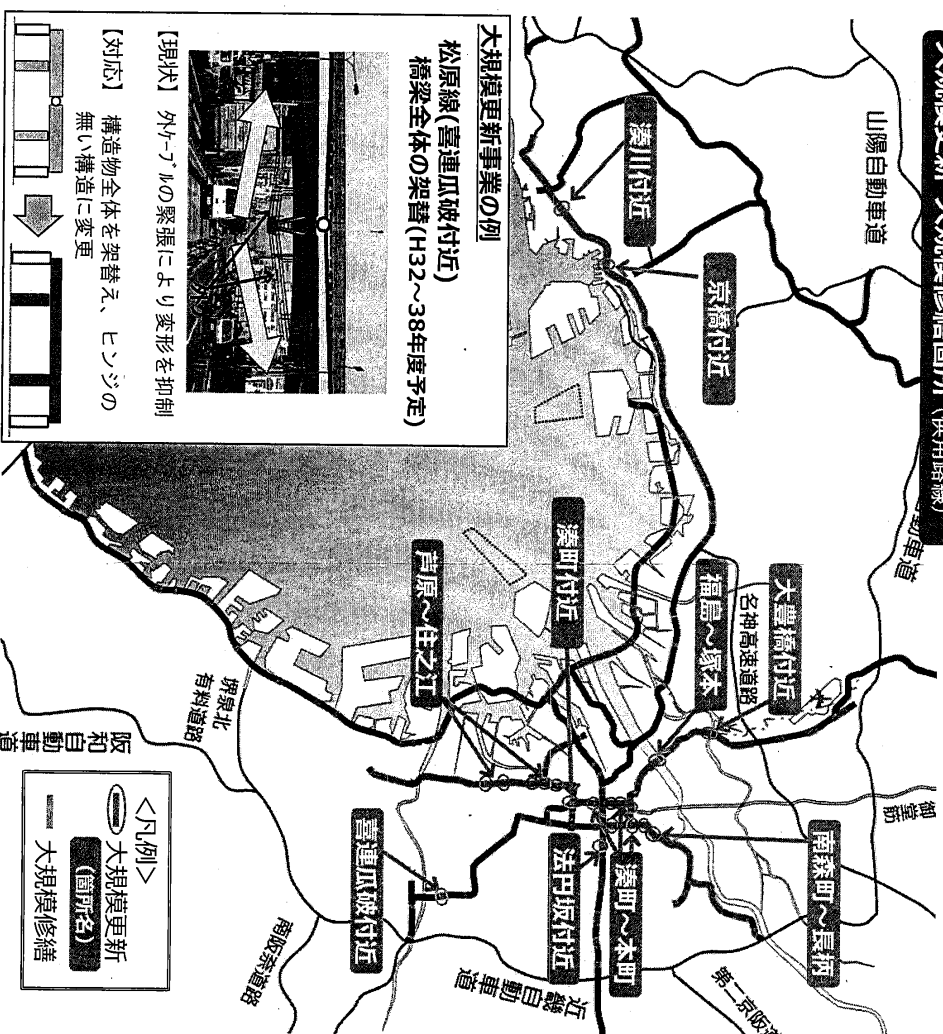
施工にあたっての留意点

- 仮設迂回路の設置などにより、工事中の通行止めを回避しながら施工。
- 効率的な施工計画のほか、最新技術の積極的な導入等により、工事規制期間の短縮を図る。

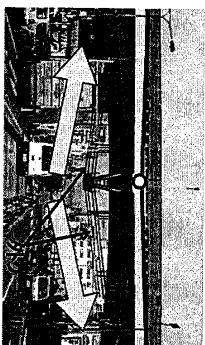
【参考】他の高速道路会社の更新計画

- 首都高速 事業費 6,262億円 (15年延申)
- ネクスコ東・中・西日本、本四 (4社計) 事業費 30,311億円 (約10年延申)

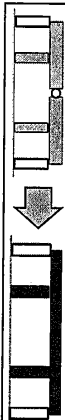
大規模更新・大規模修繕箇所(供用路線)



大規模更新事業の例
 松原線(喜連瓜破付近)
 橋梁全体の架替(H32~38年度予定)



【現状】ケーブルの緊張により変形を抑制
 【対応】構造物全体を架替え、ヒンジの無い構造に変更



◆阪神高速道路の更新計画 (H27年度~H41年度)

区分		対象箇所	延長	事業費
大規模更新	橋梁全体の架替	松原線 喜連瓜破付近 他1か所	0.5km	487億円
	橋脚基礎の取替	堺線 湊町付近	(9基)	191億円
	橋梁の桁、床版取替	池田線 大豊橋付近 他2か所	0.9km	344億円
大規模修繕	橋梁の床版取替	環状線 湊町~本町 他3か所	3.1km	488億円
	小計		5km	1,509億円
合計		鴻岸線、池田線ほか	57km	2,176億円
			62km	3,685億円

更新事業費は、料金徴収期間の延長(約12年)で対応

改正の背景等

- 大阪府では、豊能町の土砂崩落事故等を踏まえ、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）」を平成26年12月に制定。
- 土砂条例では、府域全域において、土砂の埋立て等の適正化を図ることにより、災害の防止や生活環境の保全に資することを目的として、埋立てや盛土等の行為を規制。
- 一方、砂防法に基づき制定されている大阪府砂防指定地管理条例（以下「砂防条例」という。）では、砂防指定地（府域の約17%）において、下流河川への土砂の流出を防ぐことを目的として、土地の形質を変更する行為を規制。
- 砂防条例と土砂条例とは、規制の趣旨、目的が異なるものの、土砂条例との整合を図る必要があるため、砂防条例についても罰則の強化等の所要の改正を行う。
- これにより、砂防指定地での土地の形質を変更する行為に対しても、違法行為を抑止するための実効性を高めることができる。

【参考：大阪府土砂災害対策審議会答申の概要】
砂防条例改正の検討にあたり、平成27年1月に、大阪府土砂災害対策審議会より答申

- 罰則については、現行条例では対象行為が極めて限られているとともに、量刑についても軽きに過ぎるため、内容を見直しすべきである。
- 砂防法に基づき制定されている砂防条例の主旨と平成26年12月に新たに制定された土砂条例の目的等を踏まえ、砂防条例の規制の実効性を確保するために、現場における施工者の責任体制の明確化を図るなど規制を強化するよう条例を改正すべきである。

* 砂防指定地：下流河川への土砂の流出を防止するため、一定の行為を禁止、制限すべき土地、および砂防ダムなどの砂防設備の存する敷地として、国土交通大臣が指定した土地の区域。

一部改正案の概要

《罰則の引き上げ》

- ・ 違法行為に対する抑止力を高めるために罰則を強化
現行：一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金



地方自治法上の上限である
二年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金
に引き上げ

《罰則範囲の拡充》

- 現行の罰則対象
- ① 砂防ダムなどの砂防設備を損傷する行為
 - ② 許可を受けずに行う無許可行為



- 上記①②に加え
- ③ 不正な手段により許可を取得した場合
 - ④ 違法行為者に対して行為の中止、原状回復などの命令をしてもなお、それに従わなかった場合
- を罰則の対象とする

《違法行為者の公表》

新規

- ・ 無許可行為や許可条件違反などに対して、行為の中止、原状回復等を命令したときには、**違反行為者の氏名や違反内容を公表**することができるとの規定を設ける
- ※ 違反行為者、違反内容を広く周知することで、違反行為が拡大、継続されることを防ぐ

《土地所有者の努力義務》

新規

- ・ 違法行為を抑止するため
- 行為地の土地所有者の努力義務**の規定を設ける
- 定期的に施工状況を確認すること
- 違法行為者に違反行為の中止を求め、知事に報告すること
- ※ 土地所有者が義務を履行できるよう、行為者には許可内容を土地所有者に通知する義務を課す

《手続き・基準の明確化》

- ・ 許可申請書類の添付義務、許可基準、許可を受けた者の各種の届出義務を条例に明記する
- ・ 許可基準を見直し、資力面においても審査を実施する
- ・ 現地での施工に係る管理者を把握するための手続きを設ける

《スケジュール》

- ・ 1月9日～2月6日 パブリックコメントの募集
- ・ 平成27年2月議会 条例改正案提出予定
- ・ 平成27年7月初旬 条例施行予定（土砂条例と同日施行）